$+\sum_{n=27}^{28}(AN_n \times AO_n) + AP_{28} \times AQ_{28} + AR \times 0.95 + \sum_{n=29}^{令3}(AS_n \times AT_n) + AU_{29} \times AV_{29} + \sum_{n=30}^{令3}(AW_n \times AX_n) \times \frac{\alpha}{0.30} + \sum_{n=30}^{令3}(AY_n \times AZ_n) \times \frac{\beta}{0.30} + \sum_{n=30}^{令3}(BA_n \times BB_n) + \sum_{n=29}^{令3}(BC_n \times BD_n) + \sum_{n=29}^{令3}(BE_n \times BF_n) + \sum_{n=30}^{令3}(BG_n \times BH_n) + \sum_{n=30}^{令3}(BI_n \times BJ_n) + \sum_{n=30}^{令3}(BK_n \times BL_n) + \sum_{n=令元}^{令3}(BM_n \times BN_n) + \sum_{n=令元}^{令3}(BO_n \times BP_n) + \sum_{n=令元}^{令3}(BQ_n \times BR_n) + \sum_{n=令元}^{令3}(BS_n \times BT_n) + \sum_{n=令3}^{令3}(BU_n \times BV_n)$

算式Ⅱの符号

A　測定単位の数値

B_n　防災対策事業（防災基盤整備事業分（特に推進すべきものを除く。））に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。

$C_{15} = 0.006$

$+\sum_{n=24}^{令2}(AP_n \times AQ_n) + \sum_{n=24}^{令2}(AR_n \times AS_n) + \sum_{n=26}^{令2}(AT_n \times AU_n) + \sum_{n=26}^{令2}(AV_n \times AW_n) + \sum_{n=27}^{28}(AX_n \times AY_n) + AZ \times BA + BB \times 0.95 + \sum_{n=29}^{令2}(BC_n \times BD_n) + BE \times BF + \sum_{n=30}^{令2}(BG_n \times BH_n) \times \frac{\alpha}{0.30} + \sum_{n=30}^{令2}(BI_n \times BJ_n) \times \frac{\beta}{0.30} + \sum_{n=30}^{令2}(BK_n \times BL_n) + \sum_{n=29}^{令2}(BM_n \times BN_n) + \sum_{n=29}^{令2}(BO_n \times BP_n) + \sum_{n=30}^{令2}(BQ_n \times BR_n) + \sum_{n=30}^{令2}(BS_n \times BT_n) + \sum_{n=30}^{令2}(BU_n \times BV_n) + \sum_{n=令元}^{令2}(BW_n \times BX_n) + \sum_{n=令元}^{令2}(BY_n \times BZ_n) + \sum_{n=令元}^{令2}(CA_n \times CB_n) + \sum_{n=令元}^{令2}(CC_n \times CD_n)$

算式Ⅱの符号

A　測定単位の数値

B_n　緊急防災基盤整備事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行を許可された地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。

$C_{13} = 0.008$

D_n　防災対策事業（防災基盤整備事業分（特に推進すべきものを除く。））に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずるものとする。

$E_{15} = 0.006$